**令和６年度厚木市家庭的保育事業等指導監査実施計画**

**１　趣旨**

　　家庭的保育事業等の指導監査を計画的に実施するに当たり、厚木市家庭的保育事業等指導監査実施要綱（以下「要綱」という。）に基づき、令和６年度厚木市家庭的保育事業等指導監査実施計画を策定する。

**２　実地監査対象施設等**

（１）家庭的保育事業

　　　　井上ひろみ家庭的保育事業所

（２）小規模保育事業

　　ア　サンライズキッズ保育園厚木園

　　イ　厚木はないろ保育園

ウ　プリンス保育園本厚木

エ　ぽとふ厚木

オ　妻田フェルマータ小規模保育園

カ　関口フェルマータ小規模保育園

キ　瑠璃光寺保育園

ク　マーガレット保育園

**３　実施方法**

（１）一般指導監査

　　　２年に１回実地により実施するものとし、事前に提出された指導監査資料をもとに、当該事業所において運営状況を確認し、関係書類の検査及び関係者へのヒアリング等により行う。ただし、実地による検査をしない年の対象施設にあっても、指導監査資料等の提出を求め書面審査を行うものとする。

（２）特別指導監査

要綱に規定する特別指導監査の事由が発生した場合に、必要に応じて随時実施する。

**４　令和６度指導監査実施園**

|  |  |
| --- | --- |
| 実施方法 | 令和６年度 |
| 対象施設 | 実施時期 |
| 一般指導監査 | 井上ひろみ家庭的保育事業所 | 　　　６月 ～ ８月 |
| サンライズキッズ保育園厚木園厚木はないろ保育園プリンス保育園本厚木ぽとふ厚木妻田フェルマータ小規模保育園関口フェルマータ小規模保育園瑠璃光寺保育園マーガレット保育園 |

**【参考】**

**令和５年度指導監査実施園**

|  |  |
| --- | --- |
| 実施方法 | 令和５年度 |
| 対象施設 | 実施時期 |
| 一般指導監査 | 本山玲子家庭的保育事業所 | 　　　５月 ～ 10月 |
| ひばり幼育園ちっちゃな保育園たろうとはなこＴｙ厚木保育園こひつじ愛児園厚木こばと保育園（水引園）そよかぜ保育園どんぐり保育園 |